

埼玉県信用金庫が実施する 柴山建設工業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、埼玉県信用金庫が実施する柴山建設工業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2026年4月28日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

柴山建設工業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：埼玉縣信用金庫

評価者：埼玉縣信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、埼玉縣信用金庫が柴山建設工業株式会社（「柴山建設工業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、埼玉縣信用金庫による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。埼玉縣信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、埼玉縣信用金庫にそれを提示している。なお、埼玉縣信用金庫は本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用



JCR Sustainable PIF for SMEs

創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

埼玉縣信用金庫は、本ファイナンスを通じ、柴山建設工業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、柴山建設工業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

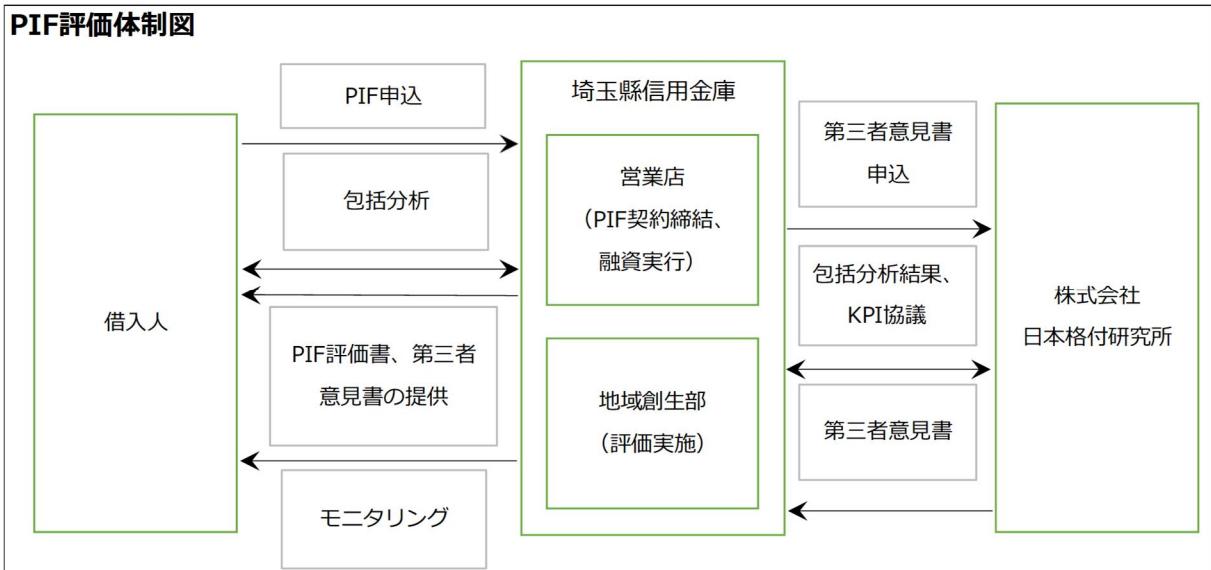
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、埼玉縣信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 埼玉縣信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：埼玉縣信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、埼玉縣信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、埼玉縣信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て埼玉縣信用金庫が作成した評価書を通して埼玉縣信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、埼玉縣信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である柴山建設工業から貸付人・評価者である埼玉縣信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブ・インパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると断示的であるとはなく、当該情報は、その正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因のいかんを問わず、当該インパクト・ファイナンスの見かけ上見えない各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることとなります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、プロカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：柴山建設工業株式会社



2026年4月28日

埼玉縣信用金庫

埼玉縣信用金庫は、柴山建設工業株式会社（以下、「柴山建設工業」）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たり、柴山建設工業の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業（※）に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業とは、会社法の定義する大会社以外の企業をいいます。

目 次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 沿革
 - 2.3 事業活動
 - 2.4 業界動向
3. サステナビリティ活動
4. 包括的インパクト分析
5. 本ファイナンス実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
6. サステナビリティ管理体制
7. モニタリング
8. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	柴山建設工業株式会社
借入金額	50 百万円
資金使途	長期事業資金
モニタリング期間	5 年

2. 企業概要・事業活動

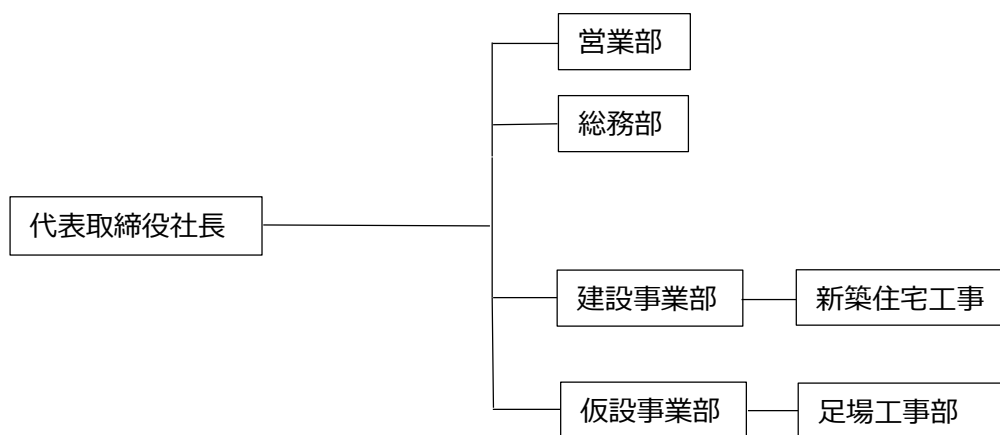
2.1 基本情報

企業名	柴山建設工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 安孫子 章二
本社所在地	埼玉県川越市府川 1119 番地 2
設立年月	1984 年 9 月
資本金	1,000 万円
従業員数(2025 年 11 月時点)	46 名
事業内容	建設業 / 足場仮設工事業
主な取引先	住友林業、ケイアイスター不動産、ファイブイズホーム ほか
業許可免許	建設工事業 埼玉県知事許可(般一28)第 56307 号 大工工事業 埼玉県知事許可(般一28)第 56307 号 とび・土工工事業 埼玉県知事許可(般一28)第 56307 号
役員	代表取締役社長 安孫子 章二 取締役 野田 剛 取締役 金子 雄一 取締役 渡辺 彰

■ 企業理念

1. お客様へ安全安心をお届けすることを第一に考えて地域社会に貢献する。
2. 日々の笑顔を大切にして人と人との繋がりを育み創造し、未来へ道をつくる。
3. 常に技術向上に努め新しい価値を創造して、人間と企業の成長を目指す。

■ 組織図



(当社へのヒアリングをもとに埼玉縣信用金庫作成)

■ 事業拠点

拠点名	住 所
本 社	埼玉県川越市大字府川字高畑 1119 番地 2

(事業所)

事業所名	住 所
鴻巣事業所 (建築事業部、仮設事業部)	埼玉県鴻巣市広田字金剛坊 2916 番地 2
八王子事業所 (建築事業部)	東京都八王子西寺方町 449 番地 1
川島機材センター (仮設事業部)	埼玉県比企郡川島町上八ツ林 436 番地 1
所沢事業所 (仮設事業部)	埼玉県入間郡三芳町上富 1802 番地 1

(当社事業所)



本社外観

(当社ホームページより)

2.2 沿革

1984年9月	柴山仮設機材有限会社を資本金300万円で設立（埼玉県鴻巣市笠原2760番地3） 三芳営業所を開設（埼玉県入間郡三芳町上富1779番地1）
1990年3月	700万円増資し、資本金1,000万円とする。
1994年2月	吉見機材ヤードを開設（埼玉県比企郡吉見町338番地3）
1996年10月	本社移転（埼玉県比企郡吉見町久保田新田324番地）
2006年9月	川越事業所を開設（埼玉県川越市大字府川字高畑1119番地2）
2008年9月	川島機材ヤードを開設（埼玉県比企郡川島町上八ツ林436番地1）
2011年4月	所沢事業所に変更（三芳機材営業所と多摩機材ヤードを統合） 吉見機材ヤードを東松山事業所に変更（埼玉県比企郡吉見町黒沢714番地1）
2011年6月	本社を川越事業所に移転（埼玉県川越市大字府川字高畑1119番地2） 柴山 勝男氏 会長就任 安孫子 章二氏 代表取締役就任
2012年10月	柴山建設工業株式会社に商号変更
2013年2月	建築事業部を開設（埼玉県行田市利田439番地3）
2014年9月	鴻巣事業所を開設し建築事業部を移設（埼玉県鴻巣市広田2916番地2）
2019年5月	鴻巣事業所（仮設事業部）を開設（埼玉県鴻巣市広田2414番地1）
2022年4月	八王子事業所（建築事業部）を開設（東京都八王子市西寺方町449番地1）

2.3 事業活動

■ 事業概要

柴山建設工業では、設立以来 40 年以上の歴史があり、地域に密着した地元工務店として建築工事業や足場工事業を営んできた。大手ハウスメーカーからの幅広い受注に応じており、顧客に安全安心を届けることを第一に考え、地域社会に貢献している。

以下に各事業について概要を記載する。

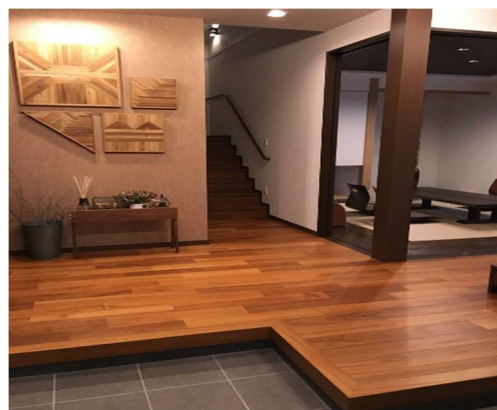
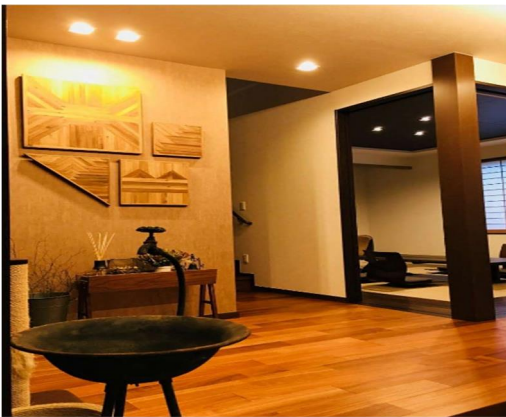
建設事業

新築住宅工事

柴山建設工業では、2012 年より地元の工務店として住宅の建設事業を開始した。その後大手ハウスメーカーの指定工務店として、木造住宅の新築工事の取り扱いを本格的に始めた。顧客とも複数回にわたる打ち合わせを行い、ニーズをしっかりと把握し施工にも反映している。今では年間 100 棟前後の新築工事を請け負っている。当社の新築住宅は耐震性能、快適な断熱性能、優れた耐久性能、安心の耐火性能を兼ね備えた住宅を提供している。工事中は現場の仮囲いや入口ゲートを設置するなど近隣への安全配慮にも心掛けている。また、当社では ZEH 住宅（※）も取り扱っており、エネルギー消費を抑制する高断熱仕様と高効率設備による省エネ、太陽光発電システムなどによる創エネで家庭のエネルギー収支をゼロ以下にし、環境や家庭にも優しい快適な暮らしづくりの実現にも寄与している。

※ZEH 住宅とは・・・家で使うエネルギーよりも家で作るエネルギーのほうが多くなり、実質的に使うエネルギーがゼロになる家のこと。

(施工実績の一例)



(当社ホームページより)

仮設事業

足場工事

柴山建設工業では、一戸建てや賃貸アパートなどの足場工事を新築物件から改修物件まで幅広く請け負っている。民間企業（BtoB）からの受注が中心で、埼玉県内や東京都、北関東エリアの一部を施工エリアとしている。当社では、横揺れが少なく安定性が高いのが特長の B タイプクサビ式足場を取り扱っている。クサビ式足場のオプション資材なども豊富に取り揃えており、顧客の幅広いニーズに応えられるようにしている。安全性を確保した上で、周辺住民への配慮も心掛けた対応を行っている。

※B タイプクサビ式足場とは・・・Aタイプに比べて横揺れが非常に少なく、低層住宅（一般戸建）などの現場に適している足場。

(足場設置の様子)



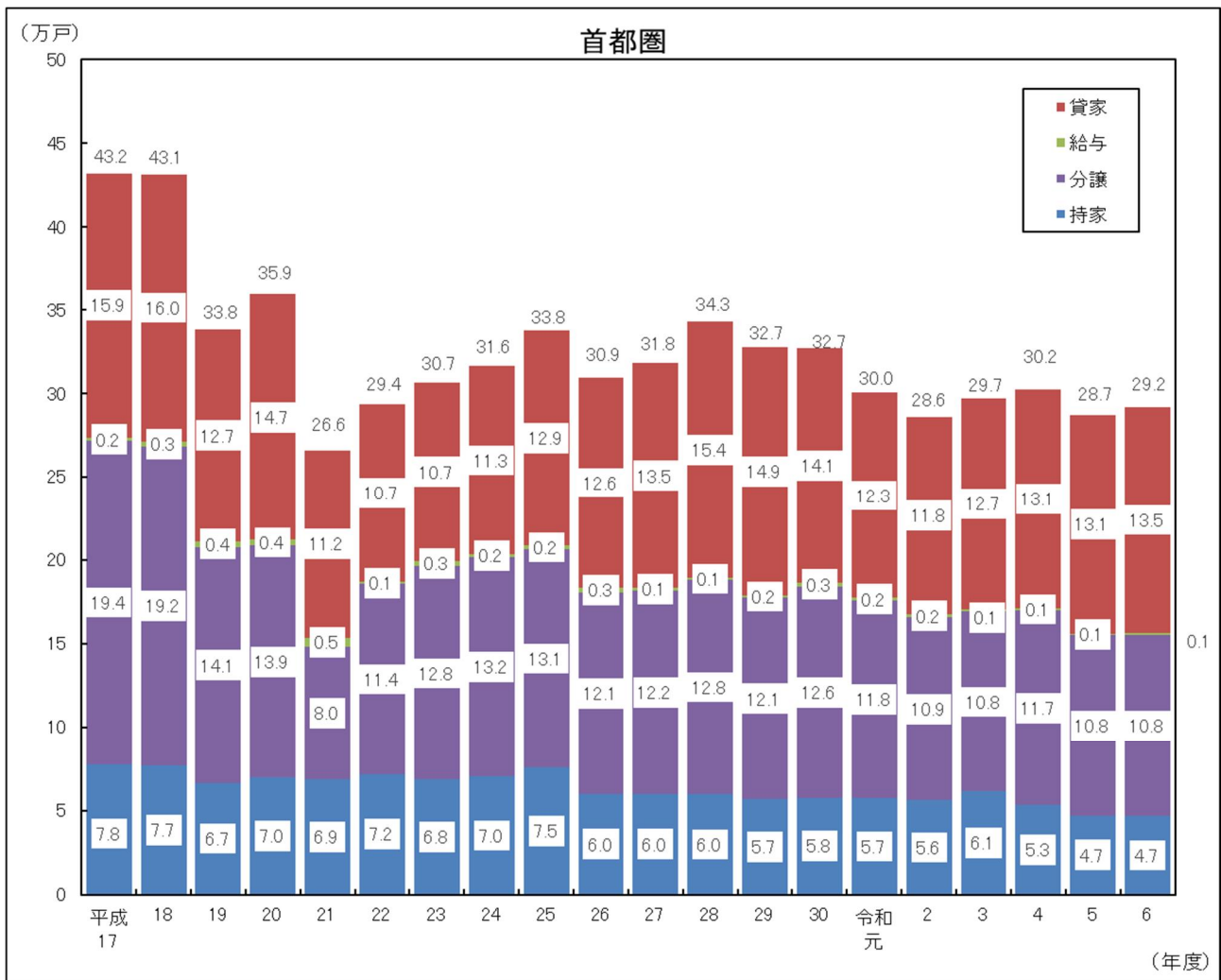
(当社ホームページより)

2.4 業界動向

■ 首都圏新築住宅の着工件数推移

首都圏の住宅着工件数は令和5年度以降ほぼ横ばいで推移している。資材や人件費の高騰から全体的には低調である。首都圏や都市近郊では、共働き世帯のニーズが一定数あり、安定的な需要が見込まれる。

図1 首都圏の住宅着工件数

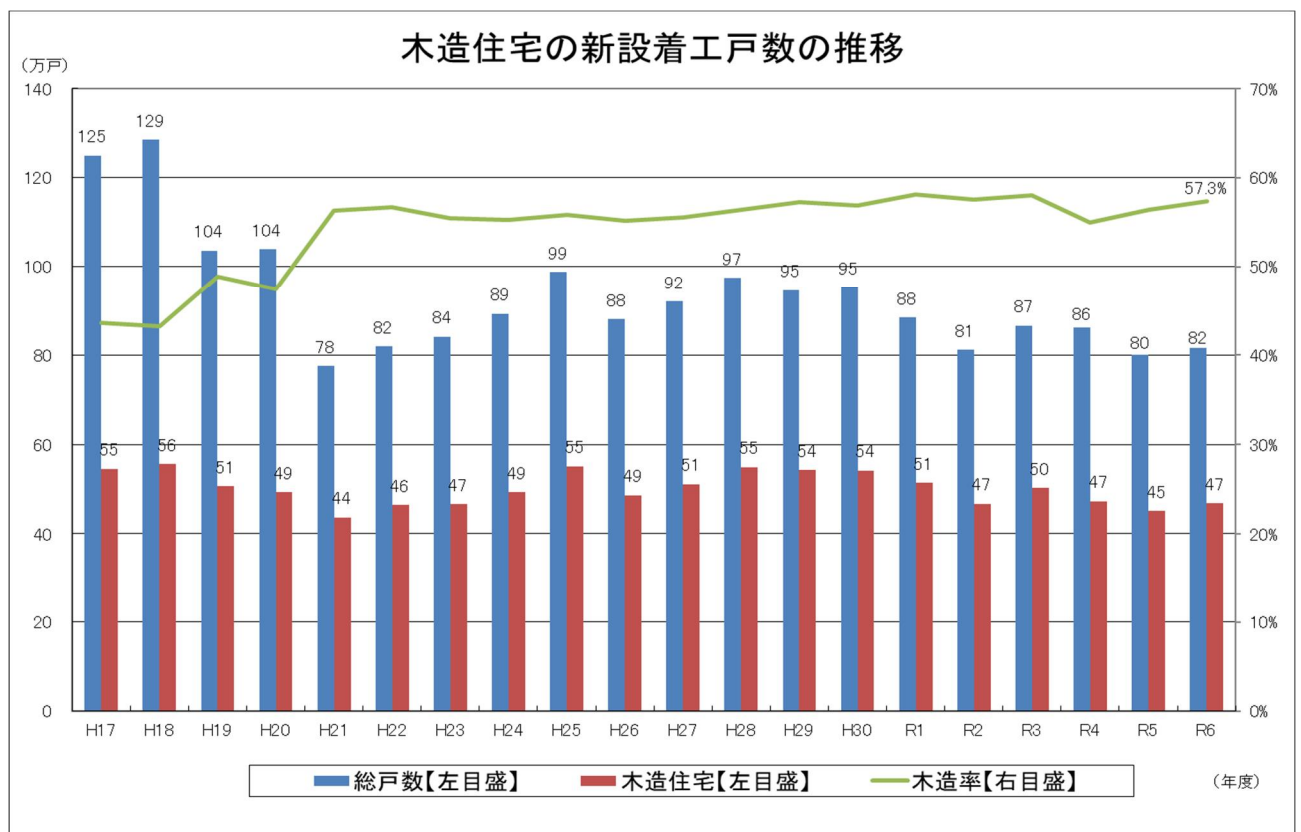


(国土交通省「住宅着工統計」より)

■ 木造住宅の新設着工戸数の推移

全住宅における木造住宅の着工件数は、令和6年度時点で47万戸となっており、令和4年度以降横ばいにて推移している。コロナ禍以降続いていたウッドショックは落ち着きを見せているが、為替の変動や物流コストは依然として高い水準を維持しているため、木材価格は高止まりの状態が続いているのが現状である。他方で、今後の木造住宅の需要は、木を使った家から高断熱・高気密で地球に優しい、かつ耐久性の高い資産価値のある家が重要視され、より質の高い設計や施工が求められる。

図2 木造住宅の新設着工戸数の推移



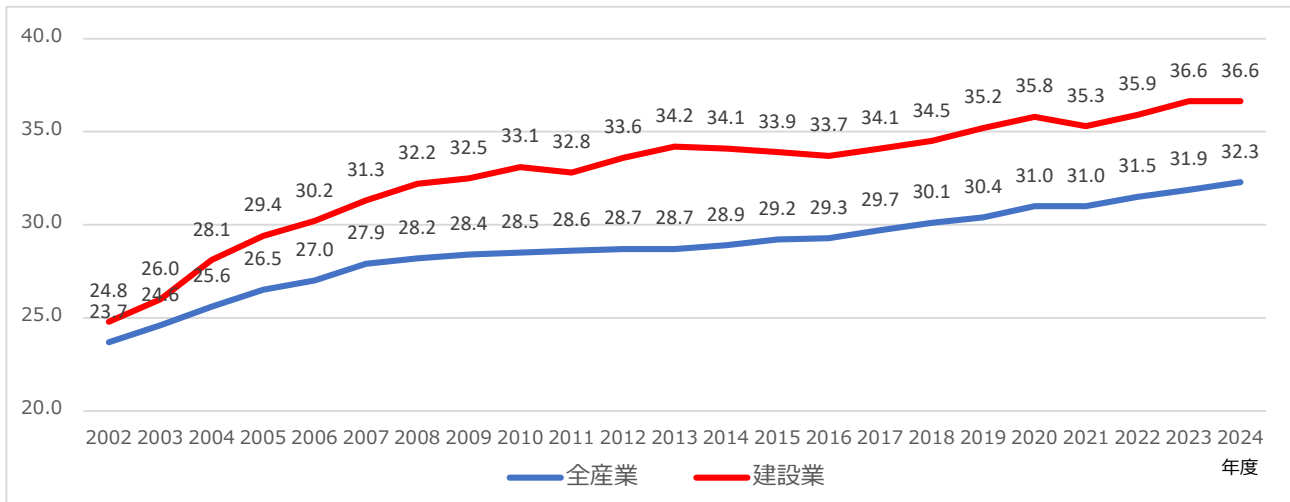
(国土交通省「住宅着工統計」より)

■ 建設業における高齢化率の推移

就業者の高齢化率（※）は、少子高齢化の影響から全産業で徐々に進行しており、特に建設業は若者離れが進んでいることから、全産業平均に比べ高齢化率が高い。いかに若年層の働き手を確保し、次代を担う人材を育成していくかが課題となっている。

図3 就業者の高齢化率

単位：%



※ 高齢化率とは、全就業者に占める55歳以上の就業者の割合をいう

(総務省「労働力調査」をもとに埼玉縣信用金庫作成)

3. サステナビリティ活動

柴山建設工業のビジョンは、「人材を大切に働いた分だけ従業員に還元していくこと」である。創業から現在に至るまで、受注があり続けることは当社社員の努力の賜物である。「人」が強みである会社であり続けることで、持続可能な社会の実現に貢献している。

【社会面・環境面】

■ 新築住宅完工及び自社ブランド開発に向けた取り組み

柴山建設工業では、既述のとおり大手ハウスメーカーから新築の木造住宅建築を請け負っている。また、当社が取り扱っている ZEH 住宅では高断熱仕様と高効率設備による省エネ、太陽光発電システムなどによる創エネで家庭のエネルギー収支をゼロ以下にすることで環境面においてもポジティブなインパクトも与えている。

今までは大手ハウスメーカーから工事を請け負っていたが、今後は大手ハウスメーカーよりも環境性能に優れ、付加価値の高い自社ブランドの住宅建築も計画しており、2030 年までには自社ブランドの完工及び販売までを視野に入れている。

【社会面】

■ 社員教育

柴山建設工業では、特に人材の育成に注力している。現場での OJT 形式の育成が中心ではあるが、以下の内容で人材育成にも力をいれ、従業員間でのコミュニケーションの活発化を図っている。

▶ 安全大会

当社では、全従業員が参加する、年に 1 回の安全大会を実施しており、社員全員の工事に対する安全意識の醸成や 1 年間の工事状況の振り返りを目的としている。また、安全大会は 1 泊 2 日で行われ、社員同士の親睦を深めることにも貢献している。

なお、当社によれば直近 1 年間で休業 4 日以上となる労働災害は発生していないとのことである。今後も安全大会の実施や「労働災害は発生しないことが当たり前である」との共通認識の下、工事を行っていく方針である。

(令和 2 年 安全大会の様子)



(当社ホームページより)

▶ 資格取得支援

当社では、従業員の資格取得支援も行っている。当社の事業に関連するような以下の資格取得にかかる費用は全額会社負担としている。

建築士 施工管理技士 宅地建物取引士

▶ 資格取得者数

2 級建築士	1 名	1 級建築施工管理技士	1 名
2 級建築施工管理技士	7 名	宅地建物取引士	1 名

(2025 年 11 月末時点)

■ **健康経営**

柴山建設工業では、社員が健康的に働くことができるよう、組織的な健康経営の取り組みを進めている。当社では週休制を基本としている。

時間外労働は業種平均よりもやや多くなっているが、社員の業務負担を減らすべく業務効率化を図り、時間外労働削減に向けた取り組みを行っている。また、社員の有給休暇取得については、業種平均と比べてやや少なくなっているが、社員の働きやすさや定着率向上に向けて、改善を図っていく方針である。

▶ 時間外労働

当社の月平均時間外労働実績は以下のとおりであり、業種平均と比べやや多くなっている。

時間外労働（正社員・月平均） 2024 年 9 月～2025 年 8 月	15 時間	業種平均(※) 12.7 時間
---	--------------	--------------------

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和 6 年分確報）建設業 – 一般労働者

▶ 有給休暇の取得実績

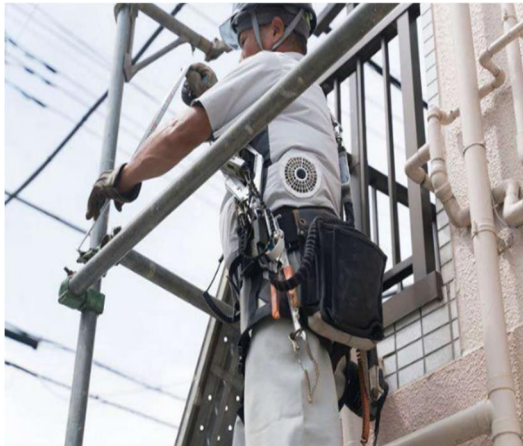
直近 1 年間における年間有給休暇取得率は 48%となっている。業種平均と比べやや少なくなっているが、今後健康経営を促進していく中で有給取得率向上を全社的に図っていく方針である。

有給休暇取得率（正社員 1 人あたり平均） 2024 年 9 月～2025 年 8 月	48%	業種平均(※) 60.7%
--	------------	------------------

※ 厚生労働省「令和 6 年就労条件総合調査」建設業

■ ダイバーシティ

柴山建設工業では、ベトナムなどの東南アジアの国々からの特定技能実習生を 17 名（2025 年 11 月末時点）雇い入れており、主に足場設置の現場で活躍している。当社では多様な人材を雇い入れ、日本人の職人と一緒に仕事をする事でダイバーシティな労働環境を目指している。



（当社ホームページより）

■ 福利厚生

▶ 各種補助

柴山建設工業では、法定の福利厚生制度を完備し、さらに一定の住宅補助や社員寮を提供し、従業員の安心安全に向けた取り組みを実施している。

▶ 各種イベント関係

柴山建設工業では、従業員間でのコミュニケーションを図る目的で定期的に社員同士でバーベキューを実施したり、忘年会を実施するなど社内での連携を高めている。バーベキューや忘年会は福利厚生の一環として会社が費用負担をしている。社内イベントは社員同士のコミュニケーションを図る良い機会となっており、円滑な業務の遂行に繋がっている。



（当社ホームページより）

【環境面】

■ 車両のEV化に向けた取り組み

柴山建設工業では、現在15台ある営業用車両を順次EVに切替えている。現状7台は切替済みであり、CO2削減に向けた取り組みを積極的に行っている。

■ 排気ガス規制に伴う大気汚染防止に向けた取り組み

柴山建設工業では、重機を使用しているが、環境面に配慮した重機を使用しており、有害物質削減による大気汚染防止に向けた取り組みを積極的に行っている。

■ 廃棄物削減に向けた取り組み

また、建築現場で発生する廃棄物は適切に分別し、専用の廃棄物処理置場に廃棄している。資材等で再利用できるものは再利用し、サーキュラーエコノミーの取り組みにも力を入れており、地域社会の持続可能性の向上及び発展に寄与している。

■ ペーパーレス化の取り組み

柴山建設工業では、社内の受発注についてはシステム化を行っており、ペーパーレス化の取り組みも推進している。受発注システムのみならず、社内の会計ソフトや勤怠システムなどのシステム化も進めており、社内のペーパーレス化に向けた取り組みをより一層推進している。

■ LED化の取り組み

柴山建設工業では、当社事務所内のすべての電球はLED化している。LED電球は一般電球と比べ消費電力が少なく、また、長寿命という特長がある。消費電力が少なく済むということは、CO2排出量の削減に繋がるほか、長寿命であることから廃棄物削減に繋がる取り組みといえる。

■ 建築材料について

柴山建設工業では、使用している建築材料に有毒製品は含まれていない。

【経済面】

■ 協力会社との連携

柴山建設工業では、取引のある協力会社約30社と連携し当社と共に安全対策の強化や協力会社同士で情報交換や意見交換を行い、結束の強化を図っている。

4. 包括的インパクト分析

埼玉縣信用金庫は、所定の手続きに従い、柴山建設工業のインパクトを分析・評価するにあたり、第一に UNEP FI のインパクトレーダーによりインパクトエリア及びトピックを確認した。

■ UNEP FI のインパクトレーダーにより特定したインパクト

国際標準産業分類	建物の建設業 / その他の専門的な建設活動
----------	------------------------------

	インパクトエリア	インパクトトピック		
社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働
		データプライバシー	自然災害	
	健康および安全性			
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	食糧	エネルギー
		住居	健康と衛生	教育
		移動手段	情報	コネクティビティ
		文化と伝統	ファイナンス	
	生計	雇用	賃金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
		その他の社会的弱者		
社会 経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由	法の支配	
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄	
	インフラ			
	経済収束			
環境	気候の安定性			
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌
		生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトエリア/トピックを表示)

次に柴山建設工業の事業活動及び個別要因を加味し、インパクトの除外・追加を実施した。インパクトを除外・追加した項目とその理由は以下の通りである。

■ 柴山建設工業の事業活動及び個別要因を加味したインパクトの特定

「現代奴隷」

強制労働のリスクがあることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、柴山建設工業では強制労働を行っている事実はないことから、ネガティブを削除する。

「自然災害」

持続不可能な土地活用が懸念されることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、柴山建設工業は土地開発を行っておらず、事業との関連性がないことからネガティブを削除する。

「健康および安全性」

使用される建築材料に有害物質を含む恐れがあるという理由でネガティブ・インパクトが抽出されているが、柴山建設工業では使用している建築材料に有毒製品は含まれていないためネガティブを削除する。一方で、従業員の働きやすい環境を整備していくために「健康および安全性」のネガティブを追加する。

「エネルギー」

建設業は「エネルギー効率の欠如によるコスト増加をもたらすおそれがある」ことからネガティブ・インパクトが抽出されているが、当社の事業と関連性がないためネガティブを削除する。

「文化と伝統」

柴山建設工業の事業は住居用の一般住宅を取り扱っており、重要な文化財等を損なうような開発や建設を行うものではないことから、ネガティブを削除する。

「賃金」

柴山建設工業では、不当な賃金格差や低収入、不規則収入といったネガティブな事由はなく、社員に対する適正な賃金の設定や安定した収入確保に取り組んでいることから、ネガティブを削除する。

「インフラ」

建設業はインフラの構築に貢献することが期待されることからポジティブ・インパクトが抽出されているが、柴山建設工業は建築工事を受注しているものの、一般住宅がメインであり、インフラに関わる建物は取り扱っていないことからポジティブを削除する。

「気候の安定性」

柴山建設工業では、ZEH 住宅を取り扱っており、エネルギー消費を抑制し CO2 排出量削減に向けた取り組みを十分に実施していることからポジティブを追加する。

「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」

柴山建設工業では、汚水や大気・土壌汚染物質の排出、森林伐採等の開発は行っておらず、かつ生態系に影響を及ぼすような開発や建設工事は行っておらず、また当社では、建設機械を使用していますが、環境面に配慮した機械を使用していることからネガティブを削除する。

■ UNEP FI のインパクトレーダー及び柴山建設工業の事業活動、個別要因を加味して特定したインパクト一覧

インパクトエリア / トピック	ポジティブ・インパクト (ポジティブ増大)	ネガティブ・インパクト (ネガティブ緩和)
健康および安全性		●
エネルギー	●	
住居	●	
雇用	●	
賃金	●	
社会的保護		●
民族・人種平等		●
その他の社会的弱者		●
零細・中小企業の繁栄	●	
気候の安定性	●	●
資源強度		●
廃棄物		●

■ インパクトエリア／トピックに対し貢献する取り組み

各インパクトエリア／トピックに対して、ポジティブ・インパクトの増大や、ネガティブ・インパクトの低減に貢献する当社の取り組み内容は以下の通りである。

取り組み No.①～④は KPI を設定し、取り組み No.⑤～⑦については KPI を設定しないが、KPI を設定しない理由については後述する。

No.	取り組み内容	特定したインパクトの項目
①	完工棟数の増加及び自社ブランドの建築	PI 「住居」 「零細・中小企業の繁栄」
②	働きやすい職場環境の整備	NI 「健康および安全性」
③	新規採用の取り組み	PI 「雇用」 NI 「民族・人種平等」 「その他の社会的弱者」
④	EV 車両導入による CO2 削減に向けた取り組み	NI 「気候の安定性」
⑤	従業員の賃金引き上げに向けた取り組み	PI 「賃金」 NI 「社会的保護」
⑥	ZEH 住宅事業の取り組み	PI 「エネルギー」 「気候の安定性」
⑦	環境保全の取り組み	NI 「資源強度」 「廃棄物」

※ PI : ポジティブ・インパクト NI : ネガティブ・インパクト

5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

① 完工棟数の増加及び自社ブランドの建築



項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ポジティブ・インパクト「住居」「零細・中小企業の繁栄」
取り組み方針及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の工事を積極的に受注し、年間 120 棟の完工を目指す。(2030 年 8 月期) ・当社が今まで培った住宅づくりを活かし、自社ブランドとして 3 棟の完工を目指す。
設定する KPI (経営目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の完工棟数 2030 年 8 月期 120 棟 ・自社ブランドの完工棟数 2030 年 8 月期 3 棟

柴山建設工業では大手ハウスメーカーからの新築住宅事業を通じて、安心安全な住宅づくりを提供してきた。今後も引き続き新築住宅を提供していくことにより、当社の事業の成長及び協力会社の成長に繋げていく。当社が安心安全な住宅づくりを提供し続けることで零細・中小企業の繁栄にもポジティブなインパクトを与えている。また、今後は大手ハウスメーカーよりも環境性能に優れ、付加価値の高い自社ブランドの建築も目指していくことで、持続可能な地域社会に貢献するため以下のとおり KPI を設定する。

年度	2025 年 8 月期 実績	2026 年 8 月期 目標	2027 年 8 月期 目標	2028 年 8 月期 目標	2030 年 8 月期 目標
年間の完工棟数	100 棟	103 棟	105 棟	110 棟	120 棟

年度	2025 年 8 月期 実績	2026 年 8 月期 目標	2027 年 8 月期 目標	2028 年 8 月期 目標	2030 年 8 月期 目標
自社ブランドの完工棟数	—	—	1 棟	1 棟	3 棟

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内 容
	8.3	<p>生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p>
	11.1	<p>2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p>


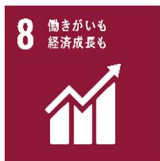
②働きやすい職場環境の整備

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ネガティブ・インパクト「健康および安全性」
取り組みの方針及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社員一人ひとりのワークライフバランスを重視し、業務効率化を進めることで、有給休暇の取得率を向上させる。 ・建築現場における安全への意識づけを徹底させ、「労働災害はゼロが当たり前」という意識を社内で醸成することで休業4日以上となる労働災害0を継続する。
設定する KPI（経営目標）	<ul style="list-style-type: none"> ・社員一人あたりの有給休暇取得率 60%以上 (2030年8月期) ・休業4日以上となる労働災害0を継続する

柴山建設工業では、従業員の働きやすい環境を整えるべく「健康および安全性」をネガティブ・インパクトとして捉えて、働きやすさや定着率向上に向けて以下のとおり KPI を設定する。

年度	2025年8月期 実績	2026年8月期 目標	2027年8月期 目標	2028年8月期 目標	2030年8月期 目標
有給休暇取得率	48%	50%以上	55%以上	57%以上	60%以上

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年性死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

③新規採用の取り組み

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ポジティブ・インパクト 「雇用」 ネガティブ・インパクト 「民族・人種平等」 「その他の社会的弱者」
取り組みの方針及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の活性化に向けて、新規の採用活動を継続的に行い、若手の人材を積極的に登用し、雇用創出に貢献する。 ・新規採用に加えて、障がい者や外国人材（特定技能1号や特定技能実習生）を採用するなど多様な人材を登用する。
設定する KPI（経営目標）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者数年間 3 名以上（2030 年 8 月期） ・障がい者雇用者数累計 1 名以上（2030 年 8 月期） ・外国人材の雇用者数 25 名以上（2030 年 8 月期）

柴山建設工業では若手人材を積極的に登用するため採用活動に力を入れている。新規採用者入社後は定期的な講習会の実施、スキルアップに繋がる研修会への参加などを行っている。また、現場での経験も積んでもらうため、正社員が OJT 形式で新規採用者に教育し、早期戦力化と信頼関係構築に努めている。

なお、障がい者雇用については現在障がい者の社員はおらず法定雇用率（2026 年 4 月基準）を満たしていないため、業界内の伝手やハローワーク等も活用し、障がい者 1 名の雇用を図る。

また、外国人材についてはダイバーシティな労働環境を目指すべく、外国人材を 25 名以上雇用する。

柴山建設工業では「人」が最大の強みであり、組織の活性化のためにも人材を登用し、さらなる事業の成長を図っていくため以下のとおり KPI を設定する。

【新規雇用者数の年間目標値】

年度	2025 年 8 月期 実績	2026 年 8 月期 目標	2027 年 8 月期 目標	2028 年 8 月期 目標	2030 年 8 月期 目標
新規雇用者数	2 名	2 名以上	3 名以上	3 名以上	3 名以上



【障がい者雇用者数の累計目標値】

年度	2025 年 8 月期 実績	2026 年 8 月期 目標	2027 年 8 月期 目標	2028 年 8 月期 目標	2030 年 8 月期 目標
障がい者雇用者数	—	—	1 名以上	1 名以上	1 名以上

【外国人材の雇用者数の累計目標値】

年 度	2025年8月期 実績	2026年8月期 目 標	2027年8月期 目 標	2028年8月期 目 標	2030年8月期 目 標
外国人材雇用	17名	20名以上	22名以上	24名以上	25名以上

▶ 関連するSDGsの17のゴールと169のターゲット

関連するSDGs	ターゲット	内 容
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。


④EV 車両導入による CO2 削減に向けた取り組み

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ネガティブ・インパクト 「気候の安定性」
取り組みの方針及び内容	・CO2 排出量削減に向けて、15 台の営業用車両を EV に切り替える。
設定する KPI (経営目標)	・営業用車両の EV 切り替え 15 台 (2030 年 8 月期)

【営業用車両の EV への切り替え目標値】

年度	2025 年 8 月期 実績	2026 年 8 月期 目標	2027 年 8 月期 目標	2028 年 8 月期 目標	2030 年 8 月期 目標
EV 切り替え台数	7 台	8 台	10 台	11 台	15 台

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

なお、以下の取り組みは、インパクトとして特定しているが、下記理由から KPI は設定していない。

No.	取り組み内容	インパクト	KPI を設定しない理由
⑤	従業員の賃金引き上げに向けた取り組み	PI「賃金」 NI「社会的保護」	当社では、適正な人材確保に向けて、従業員の安定した収入確保に取り組んでおり厚生労働省「令和 6 年賃金構造基本統計調査」第 5-1 表産業、年齢階級別賃金建設業にて公表されている平均賃金と比較しても当社賃金は高い水準であるため。
⑥	ZEH 住宅事業の取り組み	PI「エネルギー」「気候の安定性」	当社では、ZEH 住宅事業を通じてクリーンな再生可能エネルギーの創出にしっかりと貢献しているため。
⑦	環境保全の取り組み	NI「資源強度」「廃棄物」	業務効率化に向けたペーパーレスの取り組み、電球の LED 化など環境保全の取り組みを十分に進めており、今後も継続して取り組んでいくため。

※ PI：ポジティブ・インパクト NI：ネガティブ・インパクト

6. サステナビリティ管理体制

柴山建設工業では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役社長である安孫子 章二氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGsにおける貢献などとの関連性について検討した。ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後も、柴山建設工業は以下の通りの管理体制にて、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を進めていく。

【サステナビリティ管理体制】

(最高責任者) 代表取締役社長 安孫子 章二
(プロジェクトリーダー) 取締役 野田 剛

7. モニタリング

ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、柴山建設工業と埼玉縣信用金庫が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、埼玉縣信用金庫は KPI 達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により KPI を見直す必要がある場合は、柴山建設工業と埼玉縣信用金庫による協議のうえ、再設定を検討する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。柴山建設工業は、上記の結果、本件モニタリング期間を通じてポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの低減に努めることを確認した。また、埼玉縣信用金庫は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

- ・本評価書は、柴山建設工業から供与された情報と、埼玉県信用金庫が独自に収集した情報に基づく現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、埼玉県信用金庫は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- ・本評価を実施するにあたっては、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件に関するお問い合わせ先>

埼玉県信用金庫

地域創生部 事業ソリューショングループ

代理 伊藤 雄大

〒 330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤 5-15-15

TEL : 048 - 526 - 1111 (代)

FAX : 048 - 711 - 8130